

復興交付金事業計画

計画名称 大船渡市復興交付金事業計画
計画策定主体 岩手県・大船渡市
計画期間 平成 23 年度～平成 27 年度
計画区域 大船渡市全域（被災しなかった地域でも、防災集団移転促進事業の移転先であったり、災害公営住宅の整備等があるため） ※区域及び現況がわかる図面を添付してください。
計画区域における震災による被害の状況 岩手県大船渡市は、東日本大震災により震度 6 弱を記録。津波到達は第 1 波観測 14 時 54 分に 0.2m、その後大規模な津波が来襲し、市の中心部である大船渡地区及び沿岸域に浸水して壊滅的な被害を受けた。 平成 24 年 1 月 18 日現在、人的被害は死亡者 339 人／行方不明者 87 人におよび、建物被害は 5,365 世帯（全壊 2,774 世帯、大規模半壊 424 世帯、半壊 707 世帯、一部損壊 1,460 世帯）である。 住宅については、平成 23 年 3 月 15 日時点において 60 箇所 8,737 人が避難所での生活を強いられていたが、同年 8 月 28 日をもって全ての避難所を閉鎖することができた。現在においては、市営住宅への入居（計 20 戸）、雇用促進住宅への入居（計 123 戸）、応急仮設住宅への入居（計 1,801 戸）等がなされている。 市民の生活に密接に関わる保健・医療・介護・福祉施設においても、一部施設が被災を受けている。教育施設は一部の学校や体育館が被災したほか、他の施設も含む多くの施設が避難場所や救援物資の保管場所、仮設住宅建設地などとして使用されたため、適正な教育機会の確保を急ぐ必要がある。 また、当市の中心的な産業である水産業に係る港湾施設・漁港施設・魚市場・水産加工施設・倉庫等や沿岸部に展開する産業や企業が甚大な被害を受け、商業施設の多くも被災を受けた。物的被害額は、判明分で約 1,077 億円に上っている。 道路や河川、港湾、鉄道、上水道、下水道など都市基盤施設も大きな被害を受けた。現在においても鉄道（JR 大船渡線、三陸鉄道）は不通状態である。都市基盤施設は復興と災害に強いまちづくりを支える重要な施設であり、早期の復旧が急務となっている。

震災の被害からの復興に関する目標

東日本大震災により当市は沿岸部を中心に大きな被害を受けた。この類を見ない災害を乗り越え、被災者が生活を再建するとともに、市民が幸せを感じ、誇りをもてるまちとして当市が再生するためには、市民や企業、行政などの協働による取り組みを原動力にして、災害の経験と教訓を生かしながら、単なる復旧に止まらない、再び今回のような災害にあわないまちづくりを推進する。

そして、様々な世代の市民が参加した市民ワークショップでの議論をもとに導き出した、復興によって目指すべき当市の姿は次のとおりとする。

『命を守り、夢を育むまちづくりと 防災に協働するまち大船渡』

なお、分野別の復興に関する目標・方針は、次のとおりとする。

・ 市民生活の復興

【目標】市民生活を再建し、「人のつながり・地域の結びつき」を大切にしながら、安心・安全なまちをつくる。

・ 産業経済の復興

【目標】「地域の資源」、「産業・経済」、「雇用」の連動により、活気あるまちをつくる。

・ 都市基盤の復興

【目標】将来にわたって「災害に強いまち」を支える都市基盤をつくる。

・ 防災まちづくり

【目標】被災の教訓を生かし、「自分たちのまちは、自分たちで守る」ため、「減災」の考え方に基づく防災の仕組みをつくる。

以上、本事業計画は復興交付金事業計画の実施によって復興計画に掲げた目標を実現するためのものであるが、具体的には、防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業、土地区画整理事業、道路新設・改良・ネットワーク事業等を実施するものである。

○土地利用の基本的な考え方

当市の地域特性と今回の災害による教訓を踏まえるとともに、気仙地区、ひいては三陸沿岸地域における拠点性の確立を図りながら、市民等の生命を守ることを最優先に「避難する」ことを軸にした、避難施設や防災施設等を組み合わせた多重防災型の津波防災対策を実施する。

具体的には、津波被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、海岸保全施設の整備等ハード対策によって被害をできるだけ軽減するとともに、土地利用の見直しや防災教育の徹底、ハザードマップの整備等「避難する」ことを中心とするソフト対策もあわせて実施する。

対象事業の詳細 様式 1-2、1-3、1-4、1-5

基金造成の有無

(基金造成主体： 岩手県、大船渡市) / 無 ()
(基金設置の時期：平成 24 年 3 月 (予定))

※該当を○で囲んで下さい

復興ビジョン、復興計画、復興プラン等 別紙※

※特定市町村又は特定都道県が独自に、域内の復興に関する構想、そのために必要となる施策等を取りまとめた文書を作成している場合には、その関係資料を添付してください。

